

事例番号:300003

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第二部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

2 回経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

一絨毛膜一羊膜双胎の第一子(妊娠中の I 児)

妊娠 25 週- 一絨毛膜一羊膜双胎の診断で管理入院

#### 3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

#### 4) 分娩経過

妊娠 33 週 0 日

10:16- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動の減少を疑う所見、高度遅発一過性徐脈あり

22:43 超音波断層法所見で I 児の膀胱が認められないこと、三尖弁逆流があり右室の収縮が弱いこと、胎児心拍異常がみられること、一絨毛膜一羊膜双胎で病態が判断しにくいことから帝王切開により第 1 子娩出

22:45 第 2 子娩出

胎児付属物所見 両児の臍帯は 6 回転半相互巻絡あり、臍帯は胎盤の辺縁付着、胎盤病理組織学検査で胎盤の血管吻合あり

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:33 週 0 日

(2) 出生時体重:1450g

(3) 臍帯血ガス分析:pH 7.173、PCO<sub>2</sub> 52.7mmHg、PO<sub>2</sub> 16mmHg、

$\text{HCO}_3^-$  19.4 mmol/L、BE -9mmol/L

- (4) Apgarスコア: 生後 1 分 1 点、生後 5 分 4 点
- (5) 新生児蘇生: 人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管
- (6) 診断等:  
生後 1 日 早産、極低出生体重児
- (7) 頭部画像所見:  
生後 22 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に軽度の信号異常、大脳白質に高度の浮腫を認め、低酸素・虚血を呈した所見

## 6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分: 病院
- (2) 関わった医療スタッフの数  
医師: 産科医 4 名、小児科医 4 名  
看護スタッフ: 助産師 3 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠中に生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血による中枢神経障害であると考えられる。
- (2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因は、一絨毛膜一羊膜双胎であることにより、臍帯血流障害や双胎間の胎児循環の不均衡などが生じたことの可能性はある。
- (3) 中枢神経障害の発症時期を特定することは困難である。
- (4) 早産による未熟性および胎児発育不全が脳性麻痺発症の背景因子であった可能性が考えられる。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

### 1) 妊娠経過

- (1) 外来における妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 妊娠 25 週 6 日に一絨毛膜一羊膜双胎の管理目的で入院としたことは一般的である。
- (3) 入院中の管理(2-3 回/日のノンストレステスト、超音波断層法での胎児発育等の評価、

帝王切開実施に際しての説明と同意)は一般的である。

## 2) 分娩経過

- (1) 妊娠 33 週 0 日にベタメタゾン酸エステルナトリウム注射液を投与したことは医学的妥当性がある。
- (2) 妊娠 33 週 0 日の分娩監視装置装着、超音波断層法の実施、胎児心拍数陣痛図の判読(胎児頻脈、基線細変動乏しい、遅発一過性徐脈と判読)等の管理は一般的である。
- (3) 超音波断層法所見で I 児の膀胱が認められないこと、三尖弁逆流があること、右室の収縮が弱く機能が働いていない印象があること、胎児心拍数陣痛図で遅発一過性徐脈、胎児心拍数基線 170 拍/分台で胎児心拍異常がみられること、一絨毛膜一羊膜双胎で病態が判断しにくいことから分娩にした方がよいと判断し、緊急帝王切開を決定したことは一般的である。
- (4) 「原因分析に係る質問事項および回答書」によると帝王切開決定から 1 時間 18 分で児を娩出したことは選択肢のひとつである。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

## 3) 新生児経過

出生後の蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)、および当該分娩機関 NICU へ入院としたことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

観察した事項や処置、それらの実施時刻については、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例は臍帯血ガス分析の血液の種類について記載がなかった。  
行われた処置については詳細を記載することが重要である。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して  
なし。